



大阪西労働基準監督署発表
令和7年3月25日

大阪西労働基準監督署
電話 06-7713-2021

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～スレート葺き屋根上での踏み抜きによる危険防止措置を講じなかった疑い～

令和7年3月25日、大阪西労働基準監督署（署長 本多正道）は、足場組立等工事業を営む個人事業主を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

(1) 個人事業主A（男・28歳）（以下、「被疑者A」という。）

所在地：大阪府大阪市住吉区遠里小野

事業内容：足場組立等工事業

2 違反条文等

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第21条第2項

労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

労働安全衛生法第27条第1項

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

3 事件の概要

被疑者Aは、大阪市住吉区遠里小野で足場組立等工事業を営む事業者であるが、令和5年12月18日、大阪市港区福崎で行われた、工場屋根補修工事において、労働者Bほかに屋根補修のためスレート屋根上に設置する歩み板を運搬する作業を行わせるに当たり、同作業はスレート屋根上で行うため、スレート屋根を踏み抜くことにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、同屋根上に幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかった疑い。

4 参考事項

- (1) 上記工事において、労働者Bがスレート屋根を踏み抜き工場床面まで墜落し、重症を負った。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 (略)

(罰則)

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、百五条又は第八十条の二第四項の規定に違反した者

二～四 (略)

労働安全衛生規則

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第五百二十四条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。